

鳥取市生涯学習推進基本方針

I 基本方針の概要

1 基本方針の目的

本市では、これまで平成28年度からの「第2次鳥取市生涯学習推進基本方針」（以下「基本方針」といいます。）等に基づいて様々な生涯学習に関する取り組みを進めてきました。それらは今日、一定の成果を上げ、多くの地域で生涯学習活動が活発に繰り広げられています。

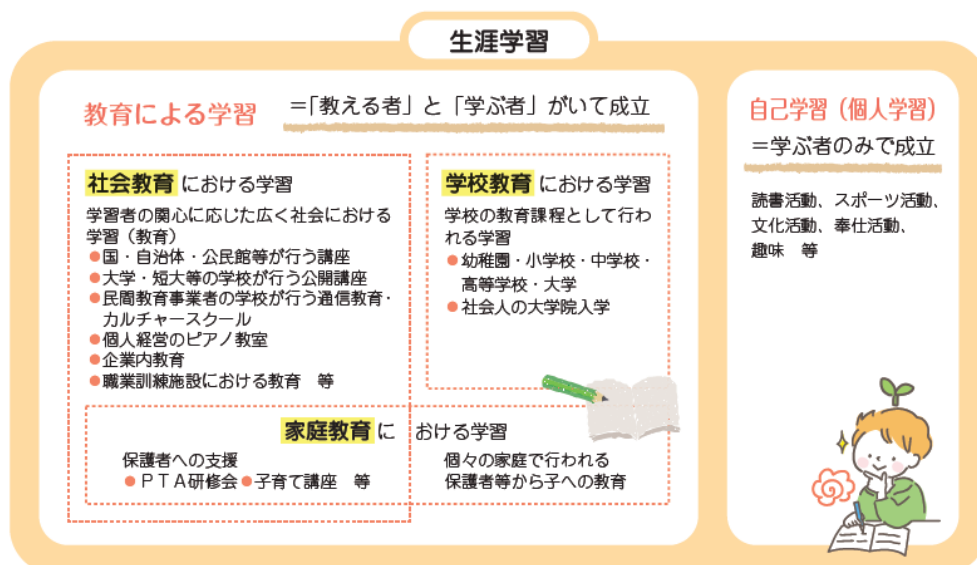
引き続きさらなる生涯学習の振興を図るとともに、前回策定以降の社会情勢の変化をふまえ、この度、基本方針を改定することとしました。本市が目指す将来像「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」へ向け、基本方針に基づく各種取組を推進していきます。

本方針は、本市における生涯学習振興行政の核として、取組の基本的な方針を定めるためのもので、地域の住民や家庭、学校、企業、大学、さらにNPO等の諸団体と行政のめざす方向性を共有し連携・協働を図るために活用します。なお、この方針については4年を超えない期間ごとに、内容が本市にふさわしく社会情勢に適合したものかどうかを検討します。その結果、見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

2 生涯学習とは

生涯学習とは、一人ひとりが自分の人格を磨き、豊かな人生を送るために行うあらゆる学習のことを言います。乳幼児期から高齢期に至るまで、生活に必要な知識や技能を身につけるために行う学習、スポーツや文化、趣味の活動において行われる学習も含んだ広範な概念です。

生涯学習を簡単に整理した図が次のものです。教育は大きく、学校で行われる「学校教育」、家庭で行われる「家庭教育」、社会で行われる「社会教育」の3つに分類されます。本市において、社会教育は生涯学習振興の核であり、様々な教育の基盤でもあると捉え、鳥取市教育振興基本計画の中で具体的に策定し、取り組みを進めています。



（平成30年3月鳥取県社会教育委員連絡協議会・鳥取県教育委員会発行 社会教育

委員の手引き[基礎編]より)

社会教育法 第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

II 基本的な考え方

1 基本理念

教育基本法第3条では生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。この理念を実現するためには、市民が自発的に、生涯にわたって自由に学ぶことができる環境が必要です。また、学んだ成果を生かし、身近なところから社会をよりよい方向へ変えていくことができるしくみの実現も欠かせません。

これらによって、地域の住民や各機関・諸団体等と行政が、それぞれ持つ力を向上させ、相互に連携・協働することにより、学びを通じた新しい時代の地域づくりを推進します。

以上を踏まえ、この方針の基本理念を次のとおりとします。

『豊かな人生、豊かな社会を築く生涯学習』

2 基本目標

この方針の基本理念を実現して行くにあたり、以下の三つを基本目標として総合的に推進します。

(1) すべての市民が学べる生涯学習

一人ひとりの状況に応じた学習機会が得られ、学習が継続できる環境の整備に努めます。「子育て世代」、「高齢期」などの生涯各期にわたり、時代の変化に対応し生活に必要な知識や技能の習得や社会的課題の学習、自己のいきがづくりなど様々な学習機会の充実を図ります。

(2) 学んだ成果を生かし地域や社会をつくる生涯学習

学習成果を地域や社会で生かすことができる仕組みを進めます。学習が活動に結び付く実践的な学習機会の提供や、成果を発表する場を設けることによって、つながりのある地域社会を目指します。

(3) 地域の教育力を高め、課題を解決する生涯学習

地域の住民や各機関・諸団体等、行政の連携・協力を進め、地域の目標や課題意識を共有し、課題解決に取り組むことを目指します。それによって地域社会の教育力を高め、学びを通じた地域づくりを進展します。

3 基本施策

基本目標を達成するため、次に掲げる基本施策に基づき、市民一人ひとりの学習活動を積極的に支援していきます。

(1) 市民が生涯にわたって学べる学習機会の充実

自分の人格を磨き、豊かな人生を送るためには、学校教育の期間と場だけではなく、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージにおいて、様々な場所や方法で学習活動ができることが大切です。

このため、市民が生涯にわたって学ぶことができる学習機会の充実を推進するとともに、市民の健康づくりやいきがいくりのための各年代に応じた生涯スポーツ活動を支援します。

《主な取組》

- 人格形成の基礎を培う幼児教育の実践
- 青少年及び成人の社会的知識向上を図る学習、高齢者の生きがいくりを目ざした学習の推進
- 「学び直し」や新たな学びへの挑戦ができる機会の提供
- 各年代に対応した健康づくり及びスポーツ・レクリエーション活動の支援
- 世代間交流や地域間交流の活性化を図る取り組み

(2) 社会的課題に関する学習機会の充実

趣味や教養などの学習だけでなく、現在の社会情勢に対応した人づくり・地域づくりを進めるためには、それぞれが置かれている社会の課題に対する学習機会が提供されることが重要です。このため、社会的な課題に対して、一人ひとりが「市民」として主体的に考え、責任をもち、解決していく力を育む学習機会を充実させます。

《主な取組》

- 共生社会の実現を目ざした人権に関する学習の推進
- 男女共同参画に関する学習の推進
- 防災、安全、消費生活等の生活に関する学習の推進
- 福祉、健康に関する学習の推進
- リサイクル、ごみ問題等環境に関する学習の推進
- 平和、国際理解に関する学習の推進
- 情報モラル・リテラシーに関する学習の推進

(3) すべての市民が学べる多様な学習形態や情報提供の充実

個人の要望や社会の要請に応じるためには、多様な内容や形態の学習機会が必要です。

年齢や性別、障がい等を問わず、すべての市民が必要に応じた学習機会に出会えるよう、様々な事業の情報を収集・整理するとともに、様々なメディアを活用した広報活動に取り組むなど情報提供を充実させます。また、すべての市民が学習活動に参加できる環境を整備するとともに、情報通信技術を活用して、時間や場所の制約を受けない学習形態の充実に努めます。

《主な取組》

- 生涯学習事業の情報提供及び学習相談への適切な対応
- すべての市民がその能力や状態に応じて学習活動ができる機会の充実
- 情報通信技術を活用した学習の推進

(4) 学習した成果を生かす仕組みづくりと人材育成

単に学習を個人の知識・教養の向上だけにとどめるのではなく、その成果を地域社会の発展に生かしたいという意識が高まっています。このため、学習により身につけた知識・技能・経験を発表する機会や、実践・活用する場の充実に努めます。

また、生涯学習推進にあたっては「人づくり」が重要であり、学習活動で培った成果を指導者やボランティアとして地域に還元できる人材育成に取り組みます。

《主な取組》

- 指導者やリーダー、コーディネーター等の養成
- 各種展示、発表会の開催
- ボランティアの育成及び活動の活性化
- 人材登録制度の充実

(5) 地域社会の課題解決力・教育力向上と家庭教育の強化

人口減少、少子高齢化の進展、地域社会の人間関係の希薄化など、現代社会は常に変化しており、それに伴う様々な課題が発生しています。

このため、地域の住民や各機関・諸団体等や行政が連携し一体となって、地域社会の目標と課題意識を共有し、情報提供や学習機会の充実によって課題解決に努めていきます。

家庭での教育は、すべての教育の出発点として、子どもに基本的な生活習慣や生活能力を身につけさせ、人格の基礎を形成する重要な役割を担っています。このため、子育て中の親やこれから親となる人へ、家庭における教育の役割と責任について学ぶ機会を充実させるとともに、子育てを支援する環境の充実に努めます。

また、学校とPTAおよび地域団体、子ども会など子どもたちを取り巻く地域の住民や各機関・諸団体等の幅広い参画を得て、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。

《主な取組》

- 地域が抱える課題解決に向けた学習機会の提供
- 家庭、地域における子育てに関する学習の推進及び情報の提供
- 学校内外での安全確保など子どもたちを育む地域ボランティアの育成
- PTAや子ども会等の子どもたちを取り巻く地域団体の組織強化と活動の充実
- 地域における子ども達の体験活動機会の充実

(6) 伝統文化・芸能・芸術の学びを通じた継承及び活用と振興

地域の教育力を高めるためには、地域の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次の世代に受け継ぐことが重要です。これは、ふるさとを大切にすることを育むとともに、特色ある地域づくりにもつながります。このため、郷土の伝統文化や芸能を学び、保存・保護・伝承・活用に努めます。

また、文化的に豊かな社会の醸成を促進するため、市民が文化芸術活動にふれることができる機会を充実させます。

《主な取組》

- 伝統芸能や地域に伝わる技能などの保存・伝承・発信のための取り組み
- 文化財への意識高揚に関する学習の推進
- 市民が自主的に行う文化芸術活動の支援と施設や環境の整備

○文化芸術活動による交流の促進

(7) 生涯学習活動拠点の充実

生涯学習の場は、市民にとって安全・快適で使いやすい場所であることが望まれます。このため、市民が「いつでも どこでも だれでも だれとでも 何でも いつまでも」学習できる環境の整備・充実に努めます。

特に、地域住民に最も身近な地区公民館は、幅広い年齢層が活用しやすい、地域に根付いた施設となるよう、適切な運営に努めます。さらに、地域住民が一体となって課題解決に取り組む機運が生まれるよう、地域づくりの拠点としての機能も強化します。

また、図書館は市民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で極めて大きな役割を果たす施設です。その重要性を鑑みて鳥取市図書館振興計画に基づき施設の整備・充実に努めます。

その他、各種学校、博物館、青少年施設、スポーツ施設、公園やコミュニティ施設などの交流施設等も、生涯学習の拠点として十分に活用されています。それぞれの特色を生かし、より使いやすい魅力ある場となることを図ります。

《主な取組》

- 公民館の施設整備及び機能強化
- 学校教育施設の開放
- 図書館の整備及び管理運営
- 生涯学習拠点の適切な管理運営

Ⅲ 施策の推進に当たって

1 総合的な推進体制

生涯学習に関する施策を効果的・効率的に進めるにあたっては、地域の住民や各機関・諸団体等・行政の連携・交流の強化は大変重要です。このため、次のような連携を図り、総合的な推進体制の整備に努めます。

(1) 市民との連携・協働

地域全体の力を高め、「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる」地域づくりを推進するため、市民との連携・協働を一層強化します。

(2) 関係機関との連携

市民の多様な学習要望や社会の要請に応えるとともに、地域の課題解決を図るため、公民館・図書館・博物館等社会教育施設、学校、大学など高等教育機関、社会教育関連団体、NPO法人等との連携を密にしていきます。

(3) 庁内の連携体制

市長を本部長として設置している「鳥取市生涯学習推進本部」を中心に、全庁的な生涯学習振興行政の体系的な基盤整備を推進します。

2 進行管理

生涯学習の推進にあたっては、全庁による取組が必要不可欠です。教育委員会は、生涯学習振興行政の中核として、本市の生涯学習全体を把握し、情報の収集と整理、取組の検証・点検を行い、その評価結果に基づき課題などを把握し、改善を図って

きます。このため、次のような進行管理を行います。

(1) 各施策事業の進行管理

生涯学習推進事業の進行管理については、本市総合計画を戦略的に展開するために構築された「行政評価マネジメントシステム」を活用します。

また、市民委員で組織する鳥取市生涯学習推進協議会や社会教育委員をはじめ、市民の皆さんからの意見や助言などを施策に積極的に取り入れていきます。

(2) 方針の進行管理

各事業の進行管理を行う中で、この方針についても鳥取市生涯学習推進本部などで検証し、効果的な生涯学習振興施策が実施できるよう見直します。